（別記１）

農業次世代人材投資事業

# 第１　事業の趣旨

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。

# 第２　事業の種類

## １　準備型

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して、資金を交付する事業

## ２　経営開始型

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付する事業

## ３　推進事業

都道府県及び市町村等が実施する資金の交付等に係る推進事務を行う事業

## ４　経営発展支援金事業

経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業

# 第３　事業の仕組み

１　国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、補助金を交付する。

２　全国農業委員会ネットワーク機構は、本事業に要する経費を都道府県に補助する。

３　都道府県は、本事業に要する経費を農業経営・就農支援センター又は市町村に補助する。

# 第４　交付主体

## １　準備型

都道府県、農業経営・就農支援センター又は市町村

また、第６の４に定める全国型教育機関における研修について、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできる。

## ２　経営開始型

市町村

## ３　経営発展支援金事業

　市町村

# 第５　農業次世代人材投資資金の交付要件、交付対象者の手続、交付主体の手続等

交付主体は、令和３年度までに本事業で採択された交付対象者に対し、承認された交付期間に応じた資金及び経営発展支援金を予算の範囲内で交付する。

# 第６　事業計画等

## １　事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更した時は、経営局長の承認を得る。

## ２　事業計画の作成

（１）農業次世代人材投資事業計画の作成

ア　全国農業委員会ネットワーク機構は、農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第23号）を作成し、交付申請時に提出する。

イ　アの農業次世代人材投資事業計画を変更し、第２の１及び２の経費を３に流用する場合は、変更交付申請時に提出する。

（２）都道府県農業次世代人材投資事業計画の作成

都道府県は、都道府県農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第24号）を作成し、地方農政局長の承認を得る。

（３）市町村農業次世代人材投資事業計画の作成

市町村は、市町村農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第25号）を作成し、都道府県の承認を得る。

（４）準備型交付計画の作成

農業経営・就農支援センターが準備型の交付主体である場合は、農業経営・就農支援センターは準備型交付計画（別紙様式第26号）を作成し、都道府県の承認を得る。

（５）計画の重要な変更

（２）の都道府県農業次世代人材投資事業計画、（３）の経営開始型等交付計画、及び（４）の準備型交付計画について以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア　新規就農者数に関する目標

イ　資金の交付計画における資金総額の増又は30％を超える減

ウ　経営発展支援金の交付計画における支援金総額の増又は30％を超える減

エ　準備型の交付主体

オ　推進事業費の増加

## ３　全国農業委員会ネットワーク機構から都道府県への補助

（１）１の（２）の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の支払いを請求するときは、支払請求書（別紙様式第27号）を全国農業委員会ネットワーク機構に提出する。

（２）（１）の提出を受けた全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に補助金を支払う。

## ４　全国型教育機関

所在する都道府県への就農を基本としていない教育機関（以下「全国型教育機関」という。）で研修を受ける就農希望者に対しては、全国農業委員会ネットワーク機構から準備型を交付することができる。

## ５　事業実績報告の作成

（１）農業次世代人材投資事業実績報告の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、毎年度の事業の完了後、農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第23号）を事業実施年度の翌年度の９月末までに経営局長に報告する。実績報告の作成に当たり、全国型教育機関と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

（２）都道府県農業次世代人材投資事業実績報告の作成

ア　都道府県は、都道府県農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第24号） を作成し、事業実施年度の翌年度の９月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県が準備型の交付主体である場合は、都道府県農業次世代人材投資事業実績報告の作成に当たり、研修機関、市町村等と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

イ　地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該都道府県農業次世代人材投資事業実績報告を全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

（３）市町村農業次世代人材投資事業実績報告の作成

市町村は、市町村農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第25号)を作成し、都道府県に報告する。

なお、市町村農業次世代人材投資事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

（４）準備型交付実績報告の作成

農業経営・就農支援センターが準備型の交付主体である場合は、農業経営・就農支援センターは、準備型交付実績報告（別紙様式第26号）を作成し、都道府県に報告する。

なお、準備型交付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

（５）国によるフォローアップ

国は（１）及び（２）の報告を踏まえ、必要に応じて、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県及び市町村に対し、ヒアリングを実施し、指導及び助言を行うものとする。

# 第７　推進事業

資金の交付事業（新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和２年１月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和３年１月28日付け２経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年12月20日付け３経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記１新規就農促進研修支援事業、別記５就農準備支援事業及び新規就農者育成総合対策（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記２就農準備資金・経営開始資金、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年12月１日付け５経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記１就農準備・経営開始支援事業を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

１　資金の交付事業の実施に関する事務

２　資金の交付事業の交付対象者の指導活動

# 第８　効率的かつ適正な執行の確保

１　交付主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交 付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。

２　国は、交付主体等の協力を得て、交付主体等が新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、関係機関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよう指導する。

３　国は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、本事業に関係する機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

４　国は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に 受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。

（別表）

推進事業費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 注意点 |
| 謝金 | 事業を実施するために直接に必要とする事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費 | 根 拠 あ る 単 価を設定のこと。 |
| 旅費 | 事業を実施するために直接に必要な交付主体等の経費及び専門家等に支払う経費 |
| 事務等経費 | 事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は農業経営・就農支援センター職員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等 |
| 委託費 | 本事業を他の者に委託するために必要な経費 |

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

別紙様式第 23 号

#### 農業次世代人材投資資金事業計画（○年度）（実績報告）

番　　　　　　号

令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地

事業実施主体

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記１の第６の２の（１）（１）の規定に基づき承認を受けたいので（２）、別添のとおり農業次世代人材投資資金事業計画（実績報告）を申請（３）します。

※下線部（１）は、実績報告の場合は「５の（１）」とする。

（２）は、実績報告の場合は不要。

（３）は、実績報告の場合は「報告」とする。

別紙様式第24号

#### 都道府県農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○県)

番　　　　　　号

令和 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては、農林水産省経営局長

沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

○○県知事

○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依 命通知）別記１第６の２の（２）（１）の規定に基づき承認を受けたいので（２）、別添のとおり都道府県農業次世代人材投資事業計画（実績報告）（○年度○○県）を申請（３）します。

※下線部（１）は、実績報告の場合は「５の（２）」とする

（２）は、実績報告の場合は不要。

（３）は、実績報告の場合は「報告」とする。

別紙様式第25号

#### 市町村農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○市町村)

番 号

令和 年 月 日

○○都道府県知事　殿

○○市町村長

○　○　○　○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記１第６の２の（３）（１）の規定に基づき承認を受けたいので（２）、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業計画（実績報告）（○年度○○市町村）を申請（３）します。

※下線部（１）は、実績報告の場合は「５の（３）」とする。

（２）は、実績報告の場合は不要。

（３）は、実績報告の場合は「報告」とする。

別紙様式第26号

#### 準備型交付計画(実績報告)(○年度○○県)

番 号

令和 年 月 日

○○都道府県知事　殿

○○農業経営・就農支援センター

○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記１第６の２の（４）（１）の規定に基づき承認を受けたいので（２）、別添のとおり準備型交付計画（実績報告）（○年度○○県）を申請（３）します。

※下線部（１）は、実績報告の場合は「５の（４）」とする。

（２）は、実績報告の場合は不要。

（３）は、実績報告の場合は「報告」とする。

別紙様式第 27 号

#### 令和○年度（○回目）支払請求書

番 号

年 月 日

殿

○○県知事

○　○　○　○

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった都道府県農業次世代人材投資事業計画について、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記１第６の３の（１）の規定に基づき、請求をしたいので、下記により金 円を交付されたく請求する。

記

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 都道府県事業計画に基づく事業費（Ａ） | 既受領額(Ｂ) | 今回請求額(Ｃ) | 残 額(Ａ)－(Ｂ＋Ｃ) | 備考 |
| 資金 |  |  |  |  |  |
| 経営発展支援金 |  |  |  |  |  |
| 推進事業費 |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

※今回請求額の欄については、内訳として準備型と経営開始型の額をそれぞれ記載のこと。

添付資料

都道府県農業次世代人材投資事業計画及び当該事業計画の地方農政局長の承認通知（写し）